

改 正 後	改 正 前
(一の事業の判定) 34の2 - <u>23</u>。 (収用対償地の事業概念) 34の2 - <u>24</u>。 (特定住宅地造成事業等の証明書の区分一覧表) 34の2 - <u>25</u>。 措置法第35条 ((居住用財産の譲渡所得の特別控除)) 関係 (居住用家屋の所有者と土地の所有者が異なる場合の特別控除の取扱い) 35 - 1、第 37 条の 6((特定の交換分合により土地等 を取得した場合の課税の特例))、<u>第 37 条の 7((大規模な住宅地等造成事業 の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税 の特例))若しくは第 37 条の 9 の 2((認定事業用地適正化計画の事業用地の 区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例))</u>の規定の適用 を受ける場合には、当該譲渡については同項の規定の適用はないが、。 (注) 1。 2。	(一の事業の判定) 34の2 - <u>25</u>。 (収用対償地の事業概念) 34の2 - <u>26</u>。 (特定住宅地造成事業等の証明書の区分一覧表) 34の2 - <u>27</u>。 措置法第35条 ((居住用財産の譲渡所得の特別控除)) 関係 (居住用家屋の所有者と土地の所有者が異なる場合の特別控除の取扱い) 35 - 1、第 37 条の 6((特定の交換分合により土地等 を取得した場合の課税の特例))<u>若しくは第 37 条の 7((大規模な住宅地等造成事業 の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得 の課税の特例))</u>の規定の適用を受ける場合には、当該譲渡については同項 の規定の適用はないが、.。 (注) 1。 2。